

国民健康保険療養費支給申請書
兼決定書 (院外処方の調剤)

No. _____

(宛先) 京都市 区長

		前期高齢			未就学児
一般	7割	7割	8割	9割	8割
本人	7割	—	—	—	—
扶養	7割	—	—	—	8割

下記の申請について、支給
不支給 を決定する。

年 月 日 起案

年 月 日 決定

課長	課長補佐・係長	係員
----	---------	----

被保険者証 記号・番号	京	申請年月日	年 月 日
申請者 (世帯主)	住所 氏名	電話	<input type="checkbox"/> 領収書の返却を希望する
下記のとおり療養に要した費用等の支給について、裏面及び別紙の書類を添えて申請します。			
療養の期間 年 月 日～ 年 月 日 (日間)	療養を受けた被保険者の氏名及び生年月日 昭・平・令 年 月 日生 個人番号 () ※記入は任意ですが、記入される場合は個人番号の証明書類の提示が必要です。		
傷病の原因	(1) どんな用事で何をしている時 <input type="checkbox"/> 私用 <input type="checkbox"/> 通勤の行き帰り <input type="checkbox"/> 仕事 (2) 本人の故意、違法行為、闘争、泥酔等の有無 <input type="checkbox"/> あり (内容) <input type="checkbox"/> なし (3) 第三者による加害行為の有無 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし		
京都市国民健康保険を使えなかった理由 (詳しく記入してください。)			
調剤の内容	医科の調剤 (院外処方)・歯科の調剤 (院外処方)		
療養 (院外処方の調剤) について支払った額	円		

- (注1) 太線の中のみ記入してください。「傷病の原因」欄及び「調剤の内容」欄は、当てはまるものを選んでください。
- (注2) 申請の際は、被保険者証、預金通帳を持参してください。
- (注3) 請求及び受領に関する権限を委任することは、やむを得ない場合を除いて、できません。
- (注4) 裏面又はそれに準じた別紙に保険薬局で明細書を書いてもらい、領収書と合わせて提出してください。
- (注5) 災害その他の政令で定める特別の事情がないのに保険料を滞納しているときは、給付の全部又は一部の支払を一時差止めることがあります (国民健康保険法第 63 条の 2, 国民健康保険法施行令第 1 条の 2, 同法施行令第 29 条の 3)。
なお、保険料が完納され、又は区長が適当と認めたときは、差止めを解除します。
- (注6) 一時差止に係る給付の額から滞納している保険料を控除することがあります (国民健康保険法第 63 条の 2)。

審査欄	<input type="checkbox"/> 支給	療養の給付	(点数)	(1 - 負担割合) = (A)		円
	<input type="checkbox"/> 一部支給	薬剤一部負担相当額	(B)	点 × 10 × 円	支給金額 (A) - (B) =	円
	<input type="checkbox"/> 不支給	理由				

個人番号 挙証資料有	受付簿	納付状況	経費支出決定	一時差止め	支出命令	滞納保険料額控除	給付記録	備考
---------------	-----	------	--------	-------	------	----------	------	----

